

構造計算適合性判定申請チェックリスト

申請予定建築物

建築物名称	〇〇棟
-------	-----

申請予定建築物が複数棟ある場合、棟ごとに記入してください。

確認の申請状況

申請状況	<input checked="" type="checkbox"/> 申請済 <input type="checkbox"/> 未申請
申請（予定）機関名	〇〇会社 〇〇支店

該当にチェックしてください。

申請手数料

延べ面積※1	手数料
1,000 m ² 以内のもの	<input type="checkbox"/> 157,000円
1,000 m ² を超え 2,000 m ² 以内のもの	<input checked="" type="checkbox"/> 209,000円
2,000 m ² を超え 3,000 m ² 以内のもの	<input type="checkbox"/> 240,000円

該当にチェックしてください。延べ面積の取扱いは、欄外※1を確認願います。

※1 構造計算適合性判定申請書第3面【2.延べ面積】に記載する面積にて判断願います。

チェックリスト

申請予定建築物※2	該当の有無	
	該当する※3	該当しない
延べ面積が 3,000 m ² を超える建築物		○
令第 81 条第 2 項第一号ロに定められた建築物		○
構造計算適合性判定を要する木造建築物		○
法第 20 条第 1 項第 2 号のイ及び第 3 号のイの認定を受けたプログラムによるものによって確かめられる安全性を有するの建築物		○
高さが 31m を超える建築物		○
構造耐力上主要な柱、梁又は耐力壁等がコンクリート又は鉄骨コンクリート構造の建築物	○	
構造耐力上主要な部分に鉄骨構造の建築物		○
令第 80 条の 2 の規定に基づき、 ・平成 12 年建設省告示第 100 号（一部改正） ・昭和 58 年建設省告示第 100 号（一部改正） ・平成 14 年国土交通省告示第 464 号（一部改正）（鋼骨構造） ・平成 14 年国土交通省告示第 666 号（膜構造） ・平成 13 年国土交通省告示第 100 号（一部改正） ・平成 14 年国土交通省告示第 100 号（一部改正） ・平成 15 年国土交通省告示第 100 号（一部改正）		○
令第 39 条の 2 の規定に基づき、 めた下記の構造計算適合性判定申請書第 3 面（建築物独立部分別概要）に記載する建築物 ・平成 25 年国土交通省告示第 100 号（一部改正）		○
その他知事が必要と認める建築物	※4	※4

該当にチェックしてください。申請予定建築物の取扱いは欄外※2を確認願います。

該当するにチェックがある場合、申請予定建築物は知事の判定対象でないため、直接指定構造計算適合性判定機関へ判定を申請してください。申請予定建築物が複数棟ある場合の取扱いは欄外※3を確認願います。

知事が審査するため、未記入としてください。審査の結果、その他知事が必要と認める建築物に該当する場合、判定対象でない旨の通知書を交付しますので、その写しを添えて指定構造計算適合性判定機関へ判定を申請してください。

※2 建築物の 2 以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合においては当該建築物の部分で判断してください（構造計算適合性判定申請書第 3 面の建築物独立部分別概要ごとに判断してください。）。

※3 申請予定建築物が各項目のいずれかに該当する場合、直接、指定構造計算適合性判定機関へ判定を申請してください。なお、申請予定建築物が複数ある場合、いずれか 1 の建築物が委任する範囲の建築物に該当するときは、構造計算適合性判定に係る建築物すべてを指定構造計算適合性判定機関に申請してください。

※4 事前届等にて、申請予定建築物が知事の判定対象であるかどうかを知事が審査します。その他知事が必要と認める建築物に該当する場合、判定対象でない旨の通知書の写しを添えて指定構造計算適合性判定機関へ判定を申請してください。